

不祥事根絶のための校内ルール

生徒が安心して、安全に生活できる学校、保護者の皆様から信頼される学校を目指し、不祥事防止や情報管理等について次のとおり校内ルールを定め、本校教職員のサービスの厳正に努めてまいります。

保護者の皆様にもご理解・ご協力をいただきますよう、お願いいたします。

1 生徒の個別指導に関すること

- (1) できる限り複数人に対応する。また、入り口の扉を開けておくなど、密室状態をつくらない。指導上、やむを得ない場合には、学年・年次主任等へ事前に対象生徒・場所・時間帯を知らせ、事後に結果を報告する。
- (2) セクハラ、パワハラ等につながらないように言動に注意する。
- (3) 電話、メール、SNS等による私的なやりとりはしない。

2 個人情報の取り扱い等に関すること

- (1) 個人情報を含むものは原則持ち出しをしない。やむを得ず持ち出すときは、管理職の了解を得て情報資産持出記録へ記載する。持ち出す場合には、適切に取り扱う。
- (2) 氏名等個人情報の入ったデータはUSBメモリ等記録メディアでは持ち出せない。教育情報ネットワーク内の個人ドライブに保存して持出することは可能であるが、管理職に了解をもらい情報資産持出記録台帳へ記載する。
- (3) 複数人メールを送る場合には、BCCを使って行う。また、誤送信を防ぐために、送信前にメールアドレス、添付ファイルを複数名で確認する。

3 交通に関すること

- (1) 緊急の救急業務以外では、生徒を自家用車へ同乗させない。
- (2) 飲酒する場合は車を使用しない、車を使用している人には飲酒を勧めない、また、自動車等を翌日運転する場合には深酒をさける。
- (3) 交通法規を遵守し、交通事故を起こさない（遭わない）ように気をつける。誠意ある行動を心がけ、もし、事故を起こしてしまった場合には、冷静に判断し、適切な処置をとる。その後、速やかに管理職に報告する。

4 校内の環境整備に関すること

- (1) 校内の物品を整理し、破損した箇所はすぐに修繕を行う等、校内環境整備に努める。
- (2) 日々の清掃時以外にも、複数の担当者により、教室等の安全点検を定期的に行う。

5 校内外の相談・連絡体制に関すること

- (1) 教職員や生徒が相談しやすい環境を整える。
- (2) 校外の相談窓口（県HP「青少年と保護者のための相談窓口一覧」）を案内する。
- (3) 生徒が安心・安全な生活が送れるように、警察や地域の機関等と連帯を行う。

6 生徒・教職員の防犯意識の向上に関すること

- (1) 生徒が自分の身を守る力を身に付けることができるように、様々な機会を捉えて防犯教育を実施する。
- (2) 教職員に対し、「One IBARAKI」等を活用した研修を実施する。
- (3) 教職員は、年に1回「不祥事防止のためのチェックリスト」を利用して、自己点検を行う。

7 学校徴収金及び公金等の取扱い

- (1) 生徒から集金する必要がある場合は、担当教職員から集金の目的を明記した保護者あての文書を出す。その際、収受を明確にするため、必ず領収証を発行する。
- (2) 教材費、部活動費等の学校集金を扱う場合、一人で会計事務を行わず、必ず複数の教職員でチェックし、適正に通帳管理する。
- (3) 各会計簿及び証拠書類等は、いつでも確認できるように整備しておき、管理職による定期的な会計検査を行う。
- (4) 現金は施錠できる場所で保管する。

8 体罰防止

- (1) 管理職と教職員でコミュニケーションをとり、学校全体で指導に当たる。
- (2) 生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- (3) 身体的な暴力はもちろん、威圧的な言動とならないよう、常に留意する。